

公共施設のあり方に関する中間報告書

平成20年10月17日

群馬県公共施設のあり方検討委員会

I 群馬県公共施設のあり方検討委員会について

1 委員会の目的

現在の厳しい財政状況を踏まえ、限られた資源を有効に活用するため、県民の視点で、公共施設の必要性を含めて、そのあり方について検討し、見直しを行うため、各分野の民間の代表者からなる「群馬県公共施設のあり方検討委員会」を平成20年3月に設置し、2年間で公共施設のあり方の検討、見直しを行う。

2 委員会の役割

知事からの諮問を受けた公共施設のあり方について、その必要性、民間委託等の運営方法、負担軽減の措置などを検討し、知事へ答申を行う。

具体的には、次のような方向性を示す。

- 廃止、統合、市町村移管、民間移管、存続（業務の拡大・縮小）
- 指定管理者制度、地方独立行政法人制度の導入
- 運営方法の効率化
- その他

3 委員会の組織等

県政について見識を有する各分野の民間委員16人で構成する（委員の任期は2年）。

50音順

氏名	職業等	摘要
大西 章雄	(社)群馬県技能士会連合会長、(株)大西ライト工業所取締役相談役	
尾崎 益雄	前橋工科大学工学部教授	
木村 滋洸	群馬県小中学校PTA連合会会長	
黒沢 孝行	群馬県議会議員	
鴻上まつよ	中小企業診断士	
小竹 裕人	群馬大学社会情報学部准教授	副委員長
鈴木 庄亮	NPO法人国際エコヘルズ研究会理事長	
中村 京子	全国地域活動連絡協議会会長、ぐんま地域活動連絡協議会会長	
林 章	日本公認会計士協会東京会群馬県会副会長、公認会計士	
林 時江	(社)群馬建築士会女性委員会副委員長	
堀江 信之	群馬銀行法人部長	
真下 誠治	群馬県議会議員	
松本 耕司	群馬県議会議員	
牟田 洋一	群馬県教育委員会委員	
茂木 一之	高崎経済大学経済学部教授	委員長
森村 孝利	群馬県信用農業協同組合連合会代表理事理事長	

Ⅱ 施設のあり方の検討結果

【全施設共通事項】

はじめに

今回諮問された対象施設は、建設に当たって、県として、相当な計画検討を行った上で建設されたものであると考えられるが、その後、わが国の経済社会の状況が大きく変わり、行政の役割も大幅に見直さざるを得ない状況になっている。

その中には、施設建設前の検討であれば建設に賛成しかねる施設もあるが、多額の経費を投じて建設され、現に利用され、一定の成果を上げている施設であり、新たに建設する場合のような白紙からの議論というわけにはいかなかった。

施設建設のために既に投じてある資源を無駄にすることは許されず、廃止や譲渡が困難な施設については、施設自体は当面存続させ、今後有効に活用することを考えざるを得ないが、管理運営上の徹底した見直しと利用者増加の積極的な努力を強く求めるものである。

現在のこの厳しい財政状況は、国の政策による面もあり、施設の計画当時から予測することは極めて難しい面もあるが、これまでの県のいわゆるハコモノ政策の結果として、多くの施設の管理運営に苦慮する事態を招いていることを、県として正しく受け止め、今後の県政運営に生かしていかなければならない。

県は、今後こうした施設の建設に当たっては、将来の県民ニーズや管理運営費の負担等をしっかり見通し、県としての役割やその財政的な基盤からも、県にとってふさわしいものとなるよう、今まで以上に広範な観点から丁寧な検討を行うべきである。

1 現状

当委員会に示された公共施設は68施設であり、このうち県直営が24施設、指定管理者制度導入が44施設である。

68施設のうち、入園料などの施設使用料等の収入から管理運営のための直接的な経費を差し引いた収支がマイナスの施設が61施設ある。

県の財政状況が厳しくなり、各施設の管理運営に投ずることのできる予算が年々抑制され、各施設は総じて厳しい運営を強いられている。様々な工夫や改善努力も行われているが、中には本来想定していた事業や役割の休止・縮小を余儀なくされている施設もある。

2 課題

- (1) 県立施設として管理運営する必要性の低い施設はないか。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、県立施設としてどこまでの機能を備え、管理運営費をかけるべきか。
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行うため、どのような取組ができるか。
- (4) 利用者を増加（収入の増加を含む。）させるため、どのような取組を行うべきか。

3 施設の今後のあり方

(1) 施設の必要性について

- ① 現在提供しているサービスが民間施設で供給できるものや、施設としての役割を終えたものなど、県立施設として運営する必要性の低い施設は、廃止や民間への移管・譲渡を検討する必要がある。
- ② 各施設は、その設置目的を果たすため必要な経費を確保する必要がある、その意味からも、継続的な予算措置が可能な、群馬県として身の丈にあったものとなるよう工夫すべきである。なお、県民ニーズ、社会的ニーズ等を踏まえ、施設の設置目的も含め、その内容を適時適切に見直していく必要がある。

(2) 管理運営方法について

- ① 県立施設は、広く県民に活用されてはじめて施設としての目的を達成したことになり、また、利用者数は施設についての県民の評価でもある。その実績を見ると、各施設とも開設当時と比べると利用者が減少傾向にあることから、現状に満足することなく、利用者の視点に立って運営を見直し、今まで以上に、利用者を増加させるための取組を行うべきである。
- ② これまでも利用者アンケート等を実施して、利用者の意見を聞いているが、さらに積極的に、広く県民の声を聞き、施設の運営に生かしていく必要がある。また、同時に、各施設の利用状況や収支状況など、施設の現状について、積極的に情報公開していく必要がある。
- ③ 県立施設は、地元市町村や地域に開かれた施設であることが不可欠であり、運営に当たって地域住民やボランティア等との連携・協力をさらに進めるとともに、地元市町村や地域住民等の意見を聞き、その意見を反映する仕組みについて検討する必要がある。
- ④ 施設の管理運営費は、毎年度一定額を必要とするものであるから、厳しい財政状況を踏まえ、効率的かつ効果的な管理運営に取り組み、施設全体としての経費削減について、しっかりと検討する必要がある。
- ⑤ 現行の料金体系の見直しを検討するとともに、政策的に無料化する場合でも、その利用を当該施設の収入として実績計上するなどの取扱いの工夫も必要である。

(3) 管理運営主体について

- ① 県立施設として必要な施設については、その管理運営に、民間ノウハウを取り入れるため、他の同様な施設の事例をよく検証し、部分的な形を含め、その施設の特性にあった指定管理者制度の導入についても、検討すべきである。
- ② 公共施設として提供すべきサービスであっても、県立施設として運営する必要性の低い施設は、市町村との役割分担の観点から、将来的な譲渡を含めて、施設の有効活用について、地元市町村等の意見をよく聞いて検討を行う必要がある。

(4) その他

- ① 今回の答申において、存続の上、管理運営について徹底した見直しを行うこととした施設については、今後県として、これまでの運営にとらわれることなく、運営の見直しに真剣に取り組むことを求めるものである。

その際、改善等の取組は、一定の年限を区切って、目標を設定して行うものとし、その取組や結果の検証を行うべきである。

また、そうした取組の検討や結果の検証については、その分野の専門家や関係者だけでなく、第三者的な立場にある有識者や広く県民の意見を聞いて行う必要がある。

なお、その検討に時間を要する場合でも、平成21年度当初予算に向けて取り組むべき改善は早急に具体化する必要がある。

【近代美術館・館林美術館】

1 現 状

(1) 近代美術館

近代美術館は、明治100年記念事業の一環として昭和49年10月に開館して以来、作品の収集・保存、常設展示・企画展示、解説会をはじめとした教育普及事業など、様々な活動を行ってきたが、30年あまりが経過し、施設が老朽化したことから大規模改修を行い、平成20年4月にリニューアルオープンした。

収蔵作品は、日本と中国の古美術からなる戸方庵井上コレクションをはじめとして、群馬県ゆかりの画家である福沢一郎、山口薫などのコレクション、日本と西洋の近代美術、現代美術、染織作品など、幅広い分野に及んでいる。

入館者は、開館以来400万人を超え、平均の年間入館者は約13万3千人（昭和49～平成16年度）となっている。

(2) 館林美術館

館林美術館は、より多くの県民に美術作品鑑賞の機会を提供することを目的として、近代美術館のある高崎市から遠隔地にあたる東毛地域に、平成13年10月、2館目の県立美術館として開館し、企画展示や本県の収蔵する国内外の作品によるコレクション展示のほか、様々な教育普及活動を行っている。

近現代美術における豊かな創造の歩みを理解するための作品収集を基本に、なかでも「自然と人間」をテーマとして、調和、共生、対峙など自然と人間の様々な関わりを表現した、国内外の作品を収集している。

年間入館者は約3万9千人（平成18年度）となっている。

2 課 題

(1) 近代美術館と館林美術館は管理運営に多額の経費を要しているが、現在の厳しい財政状況下にあって、県有施設として2つの美術館は必要か。

(2) 利用者を増加（収入の増加を含む。）させるため、どのような取組を行うべきか。

3 施設の今後のあり方

(1) 施設の必要性について

① 県立の美術館として2館ある必要性については疑問がある。しかし、2館とも美術館として一定の役割は果たしており、また、館林美術館は、平成13年に開設した新しい施設であることなどから存続とする。ただし、当面2館の運営を継続するとしても、その役割分担や位置づけについて早急に検討するとともに、利用者増加の積極的な努力を強く求めたい。

② 近代美術館は県の中心的美術館として、今後とも幅広い役割をより効果的に果たすことが望まれているが、館林美術館は、より地域に密着した形的美術館として、その役割を検討すべきであり、運営についても地域の方々の理解と連携協力により行われるべきである。

(2) 管理運営方法について

①管理運営に多額の経費を要する施設であることから、両館の連携・協力による効率的・効果的な運営や施設全体としての経費削減について、具体的な検討を行う必要がある。また、施設のプラスイメージを生かした新たな歳入確保策についても、具体的な検討を行う必要がある。

○両美術館の共同による研究・展示の実施、展示の巡回や物品等の共同購入などについて検討する。

○近代美術館については、同一敷地内の歴史博物館との事務局統合や群馬の森等との連携・一体化など、管理運営の効率化について検討する。

○ポスター等への企業の広告掲載、企業協賛による事業実施など、歳入確保策について検討する。

②両館ともに優れた景観の中に位置する芸術・文化施設であることから、観光施設としての利用も視野に入れ、新たな利用促進策について検討するなど、県民に親しまれ、多くの県民が訪れる施設運営について検討する必要がある。

○県民に開かれた美術館として、県民ニーズを踏まえた施設の有効活用を検討するとともに、特に、館林美術館については、施設の地域開放について、地域住民や市町村等の意見・要望等をよく聞いて検討する。

○教育施設としての役割も十分踏まえて、学校利用の促進や子供向けのワークショップ、学校への移動教室など教育機能の充実について検討する。

○地域特性を生かした企画展示・巡回展示などについて検討する。

(3) 管理運営主体について

①館林美術館については、地域に根ざした美術館としての機能をより発揮させる観点から、地元の館林市や市民等の運営への参画、館林市等を指定管理者とする運営形態について検討するとともに、将来的な館林市等への移管・譲渡の可能性を含めて、館林市等とよく話し合いをする必要がある。

②両館とも、ボランティアとの協働による運営をさらに進めるほか、指定管理者制度導入について、他県での導入事例の検証を行うなど、同制度の導入の可能性についても検討する必要がある。

(4) その他

①当面2館の運営を継続するとしても、その管理運営について、徹底した点検と見直しを求めるものであり、今後行う改善等の取組については、一定の年限を区切って、目標を設定して行い、その取組や結果の検証を行う必要がある。